

養育医療の給付を申請される方へ

体重が2,000グラム以下又は2,000グラムを超える場合でも生活力が特に弱い新生児が対象です。

【制度の概要】

この制度は、国立市内にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

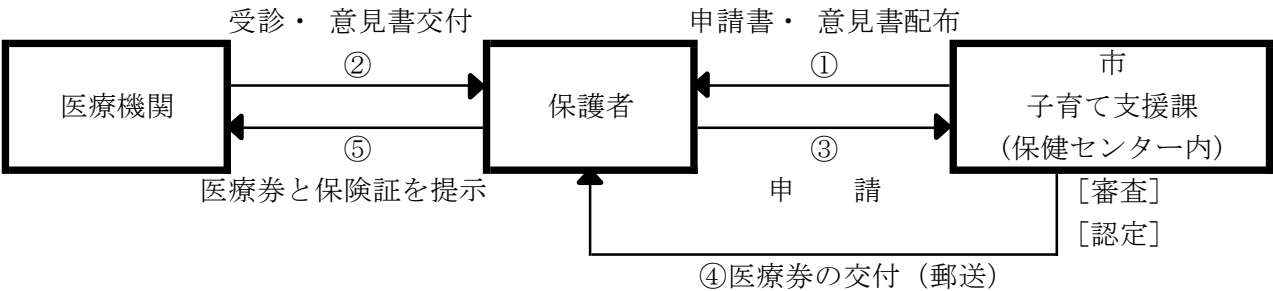
指定医療機関の窓口で医療券と健康保険証を提示することにより医療の給付を受けることができます。

【給付の対象等】

1. 給付の対象	次の（１）又は（２）に該当する新生児 （１）出生時体重が2,000グラム以下の方 （２）生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常） イ 体温が摂氏34度以下 ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等） エ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等） オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）
2. 自己負担金	医療費(健康保険が適用されるもの)の自己負担額のうち、一部を住民税額に応じて「徴収基準月額」として負担していただきます。 本来、この徴収基準月額は保護者の方へお支払をお願いしますが、国立市こども医療費助成の医療証（マル乳医療証）をお持ちの方については、国立市こども医療費助成制度にて相殺することが可能となりますので、手続きに必要な書類を提出していただきます。 ※ 相殺に必要な書類 申請時に委任状を提出してください。 ※ 養育医療券が送付される前に既に医療費を支払済の場合は、医療機関で精算してください。（国立市へ医療費を請求することはできません。）
3. 医療券の有効期間	意見書に記載されている診療予定期間に基づき有効期間を決定します。 ※ 入院医療のみ有効です。 ※ 治療中に満1歳の誕生日を迎える場合は、誕生日の前々日まで有効です。
4. 医療機関	指定養育医療機関

【医療券交付の流れ】

医療券交付までの所要日数：子育て支援課への申請から約30日程度かかります。



【必要書類】

申請の際には受療者であるお子さんの健康保険証（加入手続き中の場合は「健康保険資格証明書」）をお持ちください。

1. 養育医療申請書	保護者の方が記入してください。
2. 養育医療意見書	主治医に記入、押印をしてもらってください。 ※意見書の内容が不明確な場合、必要に応じ担当より治療内容を問い合わせる場合があります。
3. 世帯調書	保護者の方が記入してください。
4. 同意書	世帯の方全員の署名が必要となります。
5. 委任状	保護者の方が記入してください。
6. お子さんの加入する健康保険情報が確認できるもの	(以下から1点) ・お子さんが加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認証」のコピー ・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの ・令和6年12月1日以前に発行された紙の健康保険証（令和7年12月1日まで）

※ 生活保護を受けている世帯の方は、生活保護受給世帯であることの証明書をご提出ください。

発行元は、市（福祉総務課）です。

【医療券交付後について】

事項	必要な書類	申請窓口	備 考
治療を継続する場合	継続協議書	子育て支援課 子ども保健・発達支援係 (保健センター内)	継続協議書（医師と保護者が記入）及び意見書（医師が記入）を提出してください。
転院する場合	転院前と転院後の意見書		転院前及び転院後の医師両方に意見書へ記入、押印してもらい、提出してください。
住所・保険証等を変更した場合	変更届		医療券を持参してください。（保険証の変更の場合は、新しい保険証を持参してください。）
医療券を紛失した場合	再交付申請書		

【問い合わせ先】

申込み要件・申請書配布・手続き・再発行、認定審査・医療券の発行等について	〒186-0003 国立市富士見台3-16-5 国立市子育て支援課子ども保健・発達支援係 電話042-574-3311
--------------------------------------	--